

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和元年度事業 点検・評価調書

3-14

3-14

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理	取組項目	違反広告物の撤去
節			
事業(施策)名	14 屋外広告物条例に基づく 景観保全	事業主体	佐渡市建設課
事業実施期間	H28～R4	関連団体	県都市政策課、佐渡市世界遺産推進課
事業概要	<p>【事業目的】</p> <p>○違反広告物の撤去により景観保全を図る。</p> <p>【事業内容】</p> <p>○違反広告物の実態調査を踏まえ、必要に応じ、違反広告物の撤去を行う。</p>		
R元 事業 計画 と 実績	<p>【元年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋外広告物実態調査 違反広告物の撤去に向け直営で屋外広告物の現況を把握するため、県道沿い及び商店街を重点に定期的に違反広告物調査を四半期ごとに年4回実施する。 ●屋外広告物適正化旬間における違反広告物除却パトロール 国で定める屋外広告物の適正化に向けた意識啓発期間(9月1日～10日)において、簡易広告物除却を目的に直営でパトロールを実施する。 ●違反台帳の整備 広告物の実態調査結果を踏まえ、令和2年度から違反広告物の撤去を行うための資料として、違反広告物の設置者・設置場所及び広告物写真等の調書を作成する。 <p>【元年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実態調査は、3回(6月、9月、12月)に実施した。 ●違反広告物除却パトロール(9/3～6)を実施した結果、経年劣化による広告物あり。広告主に連絡し撤去済。 ●違反広告物設置状況調査に向けて、違反広告物写真等の調書を作成した。 		
課題 ・ 今後 の 取組	<p>【課題】</p> <p>■パトロールによる広告物実態調査の継続が必要である。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>■屋外広告物条例の目的でもある、「良好な景観形成及び、風致の維持並びに公衆への危害防止」を図るため、現在、直営で実施している実態調査について継続的に行える体制づくりについて検討する。</p>		
	<p>【事業の達成度】</p> <p>[a ○ b ・ c]</p> <p>【事業実施の効果】</p> <p>[a ○ b ・ c]</p> <p>【総合評価】</p> <p>[A ○ B ・ C]</p> <p>◇計画どおり、目標を達成できたことからBとした。</p>		

a: 進んでいる。高い。
b: 概ね順調。概ね適切。
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。